

確定申告

確定申告とは、1年間の収入を申告し、その収入をもとに国税である所得税の1年間の税額を計算し、不足分を納税する、または払い過ぎの所得税を返してもらう(還付)手続きです。

あなたにぴったりの 申告方法は?



マイナンバーカードを持っている
(または税務署が発行したIDとパスワードを持っている)

はい

いいえ

所得税の還付を受けられる方

- 勤務先で年末調整が済んでいて、源泉徴収票に源泉徴収税額の記載がある
- 扶養の追加や医療費控除、ふるさと納税の申告をしたい

はい

いいえ

下記の申告をする

- 青色申告 ○土地・建物・株式等の譲渡所得
- 雑損控除 ○住宅ローン控除

はい

いいえ

自分で確定申告書を作成できる

はい

いいえ

市役所 申告会場

所得税の還付、または納付がない方は住民税の申告を行います。また、市役所申告会場での税務署職員による申告相談の日程が5日間から3日間に変更となります。

還付申告は、1月上旬から可能です
早期還付をご希望の方は、早めに手続きを

申告はスマホ・パソコンで

スマートフォンやパソコンを利用し、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告することができます。

申告期間

◆所得税が還付になる申告

1月上旬～

◆所得税が納付になる申告

2月16日(金)～3月15日(金)

Ⓞe-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901(ナビダイヤル)

申告書の作成は
こちらから



申告は**社税務署**へ 〒673-1492 加東市社51-3
(☎0795-42-0223)

郵送で提出

期 間 1月上旬～

※還付申告は確定申告期間前から申告できます。

申告方法 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、添付書類を付けて下記の送付先へ郵送ください。

【送付先】

〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11-46

大阪国税局業務センター阪神分室(社税務署担当)

申告相談

期 間 2月16日(金)～3月15日(金)

※土・日・祝日を除く

受付時間 9:00～16:00(申告会場)

社税務署へお越しの方へ

○社税務署での申告相談には、当日発行される「入場整理券」が必要です。

○申告に必要な書類、スマートフォンや筆記用具を準備して会場へお越しください。